

1. 基礎的な活動の展開 方針、内規、マニュアルの制定や変更

(1) 枚方市立図書館資料収集方針

昭和48(1973)年の図書館条例施行以降、市立図書館における資料収集は、もっぱら専門的な教育を受けた職員の経験と勘を頼りに行われてきた。

しかし、昭和56(1981)年の楠葉図書館の開設に始まる短期間での集中的な分館建設が進められる中で、市立図書館の資料収集における一体性を確保するため、全館共通の資料収集方針を定める必要が生じた。職員間で協議しながら方針案の作成作業を行い、所定の手続きを経て平成2(1990)年7月に「枚方市立図書館資料収集基本方針」を策定した。

この収集方針を定めたことで、市民に対し資料収集にあたる市立図書館の姿勢を明らかにすることができたことは成果の一つである。枚方市立図書館が市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するために、市民に公開し、批判と理解を求めるものとした。以降、市民の利用状況、図書館サービスの進展および地域社会の変化によって必要が生じれば改訂し市民の理解を求めていくものである。

(2) 第1次グランドビジョン

「枚方市立図書館グランドビジョン」(平成16(2004)年3月策定)は、中央図書館開設を翌年に控え、今後の図書館全館の運営のあり方について、明らかにしたものである。

これは現在の第2次グランドビジョンに先駆けて策定されたビジョンとして、第1次グランドビジョンと呼ばれており、図書館全館の運営のあり方を方向付けるビジョンは、市立図書館においてはこの第1次グランドビジョンが最初のものである。

その策定にあたっては、中央図書館の開設が決定されたことが契機となっている。中央図書館開設に係る文書としては、第1次グランドビジョンに先立ち、中央図書館に求められる要件等についてご提言いただいた「(仮称)枚方市立図書館に関する報告」

(枚方市中央図書館整備推進協議会 会長：塩見昇大谷女子大学教授)、また関西外国語大学から図書館棟の寄付を受け、それを使って中央図書館をどのように整備・運営していくかを市としてまとめた「(仮称)枚方市立中央図書館整備構想」(平成15(2003)年7月)の2つがある。

特に、この中央図書館整備構想において示した「中央図書館と分館・分室・自動車文庫における効果的な集中と分担」「ITを重視した図書館システムの構築と情報格差解消の保障」の二つの考え方は、第1次グランドビジョンにおいても今後の市立図書館の基本的な方向を定める考え方として採用し、それを具体化する方針として以下の5点を挙げた。

- ①図書や雑誌等、印刷媒体による資料提供を図書館サービスの基本としつつ、加えて情報化を推進し、電子メディアなど新しい資源による情報の収集・提供を行う。
- ②中央図書館を核とし、効率的な図書館システムの再構築を図り、図書館施設、職員の再配置を行う。
- ③生涯学習の一環として、市民の図書館活動や運営への参画を図る。
- ④市内外の関連機関との連携を充実させる。
- ⑤情報化社会に対応した図書館サービスが図れるよう、職員の専門的資質の向上に努める。

また、第1次グランドビジョンでは、効果的な集中と分担の考え方に基づく、中央図書館を核とした図書館システムの再構築の具体化として、図書館各施設の種類ごとの運営の考え方を示した。

ここではリクエスト対応や督促処理、障害者サービス拠点など、集中により効率化が図れる業務は中央図書館に集中し、分館はカウンター業務に重点をおく考え方を示し、図書館全体として運営の効率化を図った。

また、分館のうち、北部・東部・南部地域の比較的利用の多い分館を「地域館」と位置づけ、また中

中央図書館をセンター館と位置づけるだけでなく、近隣地域における地域館としても位置づけて、新たな運営システムの確立を目指したが、各分館の蔵書規模や運営体制は似通っており、地域の拠点館として機能させることはできなかった。

第1次グランドビジョンの成果としては、中央図書館開設により、貸出冊数が飛躍的に伸びたこと、中央図書館へのAVコーナーやインターネット端末の設置等、新たなメディアによるサービスを本格的に開始したこと、中央図書館においてボランティア活動の機会を提供し、市民が有する能力を図書館サービスに活かしていただくことで市民との協働を進めたこと、中央図書館に参考資料室を設置し、レファレンスを重視した体制を整えたことなどを挙げるができる。

(3) 第2次グランドビジョン

「枚方市立図書館第2次グランドビジョン」(平成23(2011)年7月策定)は、第1次グランドビジョンの成果と課題及び社会状況の変化に伴う新たな課題を踏まえ、市立図書館のこれからの「あるべき姿」の実現に向けた具体的な方向を明らかにするため、5年程度の中期的なビジョンとして策定したものである。

第2次グランドビジョンでは、それまで定めていなかった市立図書館のあるべき姿(理念)を「知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、広く市民に提供して、その教養、調査研究、余暇活動などに役立つ社会教育機関」「市民のニーズに応じて資料や情報を提供する地域の情報拠点」と定めた。図書館には社会教育機関としての側面と市民ニーズに基づく情報拠点としての側面があり、偏ることなくそれぞれを意識した運営が必要であることを明らかにしたのである。また、これを実現するための運営基本方針を、下記の5点にまとめ、その方針を具体化するさまざまな取り組みを進めている。

- ①市民の生涯学習を支援する図書館をめざします。
- ②図書館資料を計画的・系統的に収集し、未来に伝える図書館をめざします。

③市民のニーズに応じて、役に立つ図書館をめざします。

④だれもが使いやすく、市民とともに歩む図書館をめざします。

⑤効率的効果的なサービス提供を行う図書館をめざします。

第2次グランドビジョンは中期的なビジョンと位置づけているが、「あるべき姿」については、基本的な図書館運営の考え方を示すものとして、長期的な位置づけを行っている。

第2次グランドビジョンでは、「枚方地域コレクションの構築と専門的なレファレンス」や「子ども読書活動の推進」といった市立図書館の特色づくりを進めるとともに、蔵書計画や「子ども読書活動推進計画(第2次)」の策定、数値目標を定めた利用者増加に向けた取り組みなど利用者サービス向上に向けたさまざまな取り組みを進めている。

また、このようなサービス向上を進める一方で、第2次グランドビジョンでは、第1次グランドビジョンで明らかにした「効果的な集中と分担」の考え方をさらに進め、「選択と集中」の考え方のもとで効率的・効果的な図書館運営のあり方を提示した。

その中の「最適な役割分担と配置をめざして『選択と集中』を進め、図書館システムの簡素化を図ります」との方針を踏まえながら、市の行政改革実施プランを受けて検討を行った結果、将来にわたる経済状況を見通せない中で、自ら効率化を進めることで生み出した成果によって、図書館サービスを向上させていく方針を立て、その手段として生涯学習施設と図書館の複合施設の図書館への指定管理者制度の導入を決断するに至った。

今後は平成28(2016)年度に蹉跎・牧野の両図書館に制度の先行導入を行い、その検証結果も活かしながら、平成30(2018)年度に蹉跎・牧野を含む複合施設の図書館分館6館に制度導入を図る予定である。

この制度導入の議論の中で、市立図書館は選択と集中の考え方に基づく、直営の中央図書館を司令塔とした図書館全館の運営のあり方を提示した。

そこで最も求められているものは、専門的な職員

が持つ、長年の知識と経験の蓄積に基づくノウハウである。これを最大限に活かすとともに、継承も図りながら、図書館全館が一体となってサービスを向上させる運営体制を構築することが今後の市立図書館の課題である。

(4) 枚方市立図書館蔵書計画

枚方市立図書館蔵書計画は、第2次グランドビジョンで明らかにした市立図書館のあるべき姿（理念）と特色ある図書館づくりの考え方を踏まえ、蔵書の構築にあたる基本的な考え方を示した「蔵書計画基本指針」（「資料収集基準」を含む）と、それを受けて作成した「資料選書基準」「蔵書管理基準」「蔵書保存基準」「蔵書除籍基準」の各基準を合わせて、平成24(2012)年3月に策定したものである。

基本指針については、その考え方の概略を蔵書計画に添付した「枚方市立図書館蔵書計画基本指針の概要」に示しているが、枚方市立図書館蔵書計画では、バランス重視の蔵書群の構築を目指し、以下の5つの蔵書構築のあり方に係る考え方を示すとともに、それを具体化するための取り組み内容を明らかにした。

- ① 知の源泉としての体系的かつ系統的な蔵書群の構築
- ② 市民の多様な資料要求に応えられる蔵書群の構築
- ③ 蔵書の魅力を増す特色ある蔵書群の構築
- ④ 市民の情報活用を支援する蔵書群の構築
- ⑤ 適切な蔵書管理に基づく次代に伝える蔵書群の構築

また、第2次グランドビジョンの考え方を踏まえ、今後の資料収集や蔵書管理のあり方を定める蔵書計画の策定を決めたことで、それまで資料収集にあたる基本的な考え方を示してきた「枚方市立図書館資料収集基本方針」と、蔵書計画で示す資料収集や蔵書管理の考え方との整合を図る必要が生じた。

そこで、基本指針の策定に合わせて「枚方市立図書館資料収集基本方針」を改訂し、「枚方市立図書館資料収集・蔵書管理等基本方針」を定めた。

なお、平成2年に策定した「枚方市立図書館資料収集基本方針」では、従来第2項において、資料収集にあたり留意する諸点について記載しており、これが公益社団法人 日本図書館協会が策定した「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」からの引用であることを本文中に記載していた。

しかし、資料収集基本方針は、枚方市立図書館が自らの意思と選択によって策定したことを明確にするため、平成21年12月18日付で改訂を行い、当該引用元の記載部分を注釈に移した経緯があり、その後現在の「枚方市立図書館資料収集・蔵書管理等基本方針」に繋がっていることを変遷の記録として記しておく。

次に蔵書計画における各方針については、作成にあたり、第2次グランドビジョンで示した考え方をベースにししながら、具体的な基準については他市の資料収集基準等も参考に作成した。

本市の資料収集・蔵書管理に係る基準は、資料収集、資料選書、蔵書管理、蔵書保存、蔵書除籍のように、資料の選定・受入から除籍までのそれぞれの場面での基準を定めており、ここまで詳細に基準を定めている自治体は全国的にも珍しいと思われる。

なお、蔵書計画をはじめ図書館運営に係る各種の計画は、図書館全体のサービス向上に向けた取り組みの中に位置づけることで、より実効性のある計画となる。現在の蔵書計画は第2次グランドビジョンを踏まえた計画となっており、同ビジョンが平成27(2015)年度をもって計画期間の終期を迎えることから、次期ビジョンの策定後、その考え方に合わせて、新たな蔵書計画を策定することが必要である。

(5) 第3次グランドビジョン

第1次、第2次のグランドビジョンに沿って進めてきた枚方市立図書館運営は次の節目を迎える時期となった。

「枚方市立図書館第3次グランドビジョン」（平成28(2016)年3月策定）は、枚方市立図書館第2次グランドビジョンの成果と課題及び社会状況の変化等に伴う新たな課題を踏まえ、平成28年度から5年間の市立

図書館運営の方向性を明らかにするために策定したものである。

第3次グランドビジョンでは、急激に変化する社会状況を背景に、地域社会の教育力の低下、高齢者や小さな子どもを抱えた親子等の孤立化、子どもの学力や読書力の低下など、さまざまな課題が出現し、市民生活に影響を与えていることを踏まえ、これらの課題の解決に向けて積極的に支援を行う「役に立つ図書館」（課題解決型図書館）を目指す方向性を打ち出した。

これは、従来の「図書館は何をすところか」という発想に基づく市民の求めに応じた貸出中心のサービス提供から、「図書館に何ができるか」という発想に基づき、図書館が有する施設（空間）や専門的スタッフが持つノウハウ等を活かして、図書館内外で市民の課題解決を積極的に支援するサービスへの転換を明らかにしたものである。

第3次グランドビジョンでは、この考え方を具体化するため、以下の4つの方針を定めた。

1. 基礎的な図書館サービスを充実します
2. 家庭生活や職業上の課題や地域課題の解決のための各種支援機能を強化します
3. 教育的役割を重視した取り組みを推進します
4. 魅力的かつ効果的・効率的な運営体制を構築します

「1. 基礎的な図書館サービスを充実します」については、公共図書館として行うべき資料の貸出や予約、レファレンスサービスや対面読書など、基礎的な図書館サービスについて、その充実を図るとともに、地域のつながりの希薄化に伴い、孤立化が進み、今後も人数の増加が見込まれる高齢者や小さな子どもを持つ親子の居場所としての機能を果たすため、図書館という空間に着目した「滞在型図書館への移行」の方向性を

打ち出している。

「2. 家庭生活や職業上の課題や地域課題の解決のための各種支援機能を強化します」については、図書館内における課題解決支援の取り組みについて明らかにしており、レファレンスサービスの充実や子育て・医療・健康づくりといった分野の積極的な情報提供を行うことなどを明らかにした。

「3. 教育的役割を重視した取り組みを推進します」については、社会教育機関である図書館の教育的な役割も踏まえながら、他部署が実施するさまざまな教育・生涯学習関連事業への支援の方向性を示し、当面学校図書館支援と社会教育事業など他部署が実施する教育・生涯学習関連事業の支援に取り組むことを示した。

「4. 魅力的かつ効果的・効率的な運営体制を構築します」では、本市の厳しい財政状況を踏まえ、以上の取り組みの推進に不可欠な、人材・物・予算といった資源を図書館自らが生み出す必要性を明らかにするとともに、その手法として図書館各施設の役割分担に見合った効果的・効率的な管理運営体制の構築を図るべく、生涯学習市民センターとの複合館の図書館分館への指定管理者制度の導入方針を定めた。

また、自動車文庫のあり方の再検討や図書館分室のあり方等に係る見直し計画の策定の方針を打ち出すとともに、老朽化が進行し、バリアフリー化が遅れ、他の分館と比較して閲覧室が狭隘な香里ヶ丘図書館については、建替えが必要であることを明らかにした。

さらに、質の高いサービス提供と図書館政策の企画・立案等に従事する、核となる専門的スタッフの計画的な育成・配置の方向性を示し、図書館サービスにおける専門的スタッフの重要性を明確にした。

2. 特徴的な活動

(1) 北河内地域の広域利用

平成 13(2001)年 3 月に『定住と交流の自立都市—新北河内地域広域行政圏計画 2000 年代の指針』が策定された。これに基づき、北河内地域広域行政推進協議会を構成する守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市および枚方市（以下北河内 7 市）は、図書館及びこれに準ずる施設（以下「図書館」）を広域利用の対象とすることを決め、平成 14(2002)年 10 月 1 日から実施するための協定書を取り交わした。北河内 7 市が相互の図書館利用を促進し、市民の生涯学習機会を更に充実させることを目的としている。広域利用によって、それぞれの図書館の利用者は、各市の図書館の条例、規則に基づいて館内閲覧や複写サービス、レファレンスサービスはもちろんのこと、利用登録、個人貸出が受けられるようになった。7 市は、北河内地区図書館連絡会を 2 ヶ月に 1 度、館長会は年 2 回開いて情報共有に努めている。

利用状況を見ると、枚方市民は、交野市の図書館施設を最も利用しており、次いで寝屋川市、門真市という順や利用人数も当初から大きく変化はない。一方、枚方市の図書館を利用する他市の市民数は、平成 16(2004)年度と中央図書館開設後の平成 17(2005)年度を比較すると、各市とも 4 倍以上にな中央図書館開設時に蔵書が格段に増えたこと、広い

駐車場が完備されたことが大きな要因と考えられる。また、寝屋川市の香里園駅に近い香里園分室や、近隣都市から通院やお見舞いの人がやって来る大学病院近くの市駅前サテライトでも、広域利用者の割合が多い。

北河内 7 市の図書館にも、指定管理者制度導入や窓口業務委託などさまざまな運営形態がみられるようになった。利用者は、各市の利用カードを持ち歩き、生活スタイルに応じた利用をされるなど、図書館利用の広がりがある。



(2) リサイクル図書について

平成 9(1997)年 10 月に「枚方市立図書館の図書等の譲与に関する要綱」(以下「要綱」)が制定された。枚方市立図書館における、いわゆる「リサイクル図書」の始まりである。

『図書館年報 1998』特集記事「除籍図書のリサイクルについて」に詳しく記載されているが、まとめると、以下のようになる。

要綱制定以前から、利用者より除籍図書を処分す

るのであれば、無償で譲ってほしいという要望は各々の図書館で聞いていた。しかしながら様々な理由で実現できなかった。

その後、

①名古屋市や宇都宮市、堺市などで除籍図書のリサイクルが始まったこと

②市議会で除籍図書の効率的・効果的な再利用のために、一般市民へのリサイクルに踏み切るべきであるとの指摘を何度か受けたこと

③古紙の需要が減少したため、回収業者に引き取りしてもらえなくなったこと

などから、枚方市立図書館でもリサイクル図書に取り組むことになった。

まずは実施要綱作成から始め、名古屋市などの例を参考に案が出された。その案を、分館長会議（現在の「図書館連絡調整会議」）で何度も議論し、最終案が完成した。その際、除籍図書のみならず、寄贈を受けた図書のうち、図書館で受入れしなかったものも対象とした。これは前述の③の事情と、寄贈図書のなかに、既に図書館で所蔵しているものが多数含まれていることなどの理由である。

要綱が制定され、市民への譲与は各分館単位で、いくつかの方法で行うことになった。

枚方図書館（当時）などでは、年度末にリサイクルブック市を行った。これは一室に机を置いて図書を並べ、そこから図書を選ぶ方式である。リサイクルブック市を開催した図書館のほとんどが、まず団体（保育所（園）、幼稚園、小学校など）を対象に先行開催し、そのあと個人を対象として開催した。これは要綱の第3条で譲与の対象とその順位が定められており、団体を個人よりも優先しているためである。また、年度末ということもあり、蔵書点検期間に書架や書庫の整理のため除籍された図書が、リサイクルブック市に並ぶことになった。

一方、御殿山図書館では、リサイクルブックコーナーを設けて、常時譲与していく方法をとった。

リサイクルブック市開催後に寄せられた意見としては、好意的なもののほか、要綱で定められた個人への譲与冊数が10冊までというのは少ないので

は、という指摘もあった。また譲与した図書の多くが、除籍雑誌以外では、受入れしなかった寄贈本であったことや、各館とも会場設営・後片付けなど実施するのに人手を要したことなどが問題点として挙げられた。

その後は、大規模なものとしては、平成23(2011)年12月に開催された中央図書館でのリサイクルブック市を最後に、リサイクルブックコーナーを常設して、譲与する方法にすべての図書館が切り替わった（生涯学習市民センターイベントの際の、小規模なリサイクルブックなどは除く）。その理由は、利用者にゆっくり譲与図書を選んでいただくため、また除籍図書や受入れをしなかった寄贈図書の保管スペースの確保、開催にかかる人手の確保が困難なこと、などである。

開始当初1万冊台だった譲与冊数は、図書館全体で平成26(2014)年度には56,906冊（団体への譲与も含む）となった。



中央図書館リサイクル本コーナー(常設)

(3) 自動車文庫のアウトリーチサービス

平成3(1991)年4月から、自動車文庫ひなぎく号(2500冊積載車2台を保有)で新たなサービスの取り組みを始めた。始めるにあたって、取り組みのネーミングとして「アウトリーチ」という用語を使用し、企画と渉外の担当者3人が「アウトリーチ委員」として3本柱の構想を立てた。

第1が「病院サービス」を拡充するサービス。第2が老人ホームにステーションを新設する個人貸出サービス。第3が、ステーションでの団体貸出とは

別に、自動車文庫で訪問する保育所（園）への団体貸出サービスである。

枚方市民病院小児病棟等への団体貸出を始めたのは、平成3(1991)年7月からである。当初、面談室を借用して始めたが、無断持出が多かったため、病院と打合せをして院内プレイルームの本棚に100冊常設する方式に変更した。これを始めたきっかけは、「入院児童は大人が読み捨てた週刊誌のような出版物ばかりを読んでいる」と指摘する声があったためである。これをうけて、入院中の子どもたちの読書環境を改善をするべく、手始めとなるサービスに位置づけて取り組んだものである。



厚生年金病院(当時) 小児病棟で (平成7(1995)年)



点滴・パジャマ姿で参加してくれた子ども達

これより前に、枚方市の病院サービスとして、市民病院玄関前駐車進入路上での個人貸出を長らく続けてきたが、駐車車両が出入りするスペースに入院患者に出てきてもらうことが大きな負担となっていたため、この見直しをはかり、病院内1階廊下部分に机を配置して、ブックトラック4台で行う院内サービスに変更した。

平成3(1991)年9月のステーション巡回の見直しで、市内では規模の大きな3老人ホームにステーションを新設した。高齢者向けに選んだ本(時代小説、大活字本、歴史関係の本など)はどこの老人ホームでも人気の高い本なので、それらを自動車文庫に積み込んで、一度にまとめて3ヶ所を巡回する方針で臨んだ。どの施設職員からも、「来てもらっても利用は少ないと思いますよ」と心配する声が聞かれたが、それは、施設に本棚は設置されているものの、入所者が見向きもしないという理由からだった。実際には、自動車文庫に積み込んでいる本が比較的新しいこともあり、多くのご利用に恵まれた。

どこの図書館、どこのステーションでも少子化が目立ち、児童の利用の減少が加速度的に進行している。狭い地域でサービスを行う自動車文庫では顕著に、その影響を受けることが多くなってきていた。そこで、こちらから幼児の集まる場所、高齢者が集う場所など、対象利用者の集まる場所に出向くことが有効であると考えて実施したのが、平成6(1994)年7月から開始した「保育所（園）への訪問団体貸出」である。各施設への意向調査結果により、13施設(公立保育所3、私立保育園7、病院保育室3)へ訪問することとなった。

その中でも受け入れ可能な施設では、職員による子どもたちへの絵本、大型絵本、大型紙芝居などの読み聞かせを実施した。

その後、病院サービスや施設サービスに使いやすいブックトラックを積載することを重点に改造した中型車を所有するに至った。



ブックトラックを積んで走った中型のひなぎく1号

ブックトラックには時代小説、大活字本、雑誌、あかちゃんえほん、えほん、あそびの本といったグループにわけて本を揃え、訪問先によってブックトラックを積み替える。組み合わせを変える方法で積み込み作業を軽減し、幼児や高齢者など各利用者に合わせた選定に配慮した。

その後、自動車文庫事業の見直しにより、2台の自動車文庫を1台にしたほか、施設へのサービスを縮小した。そういった時に、東日本大震災が起これ、被災された人々を支援する「いわてを走る移動図書館プロジェクト」へ活動を止めていたひなぎく1号を寄贈することとなった。ひなぎく1号の岩手県への運搬に合わせ、現地で読み聞かせや科学手品などを実施した。



「ひらちゃん」と呼ばれて走り続けているひなぎく1号

全国的に見れば自動車文庫を持たない図書館が多くなってきた中で、平成27(2015)年秋、大型車の買い替えを行った。



新ひなぎく号 (平成27(2015)年11月)

また、同年冬には枚方信用金庫からの寄付金を元にリフト付運搬車の購入も行った。



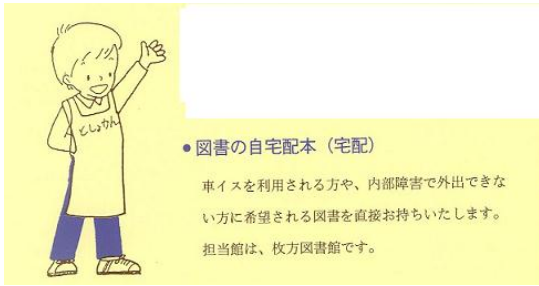
リフト付き運搬車(平成27(2015)年12月)

機動力があり、図書館が長期臨時休館した場合には代替サービス的手段ともなる自動車文庫を保有していることは枚方市立図書館の強みである。今後は、地域での活動や地域イベント等との連携も視野に入れた自動車文庫の活用でアウトリーチサービスに取り組んで行く。

(4) 宅配サービスの変遷

昭和51(1976)年、点訳図書が寄贈されたのを契機に視覚障害者へ、枚方図書館から郵送するサービスを始めた。当時の郵政省の制度では、無料で自宅まで郵送される点訳図書も、返送の際は郵便局へ持ち込む必要があったため、持ち込みが困難な利用者の利便を図るべく、昭和57(1982)年から「自宅配本サービス」と呼称して、図書館職員が直接回収することとした。

開始してみると、利用者から旺盛かつ幅広い要望が寄せられたため、点訳ボランティアを育成しての新しい点字図書の作成を開始するとともに、全国の図書館・点字図書館との相互貸借を実施した。手間のかかる作業であるうえに、利用増加により繁忙を極めた。次第に、点字図書の利用者だけでなく、図書館に来館することが困難な希望者には一般図書も運ぶようになった。パソコンの普及等により点字図書の利用が減ると、寝たきりの高齢者や自宅療養者などへの一般図書の配本が主要業務になった。約20年間、枚方図書館職員が担当し、日常の窓口業務やバックヤードの業務も担当しながら公用車で市内各所に出向いた。



利用案内の「宅配」部分(平成5(1993)年版)

この業務は、平成17(2005)年以降、中央図書館にて継続したが、利用が減少し、平成23(2011)年末に登録利用者が3名となり、自宅配本サービスは一区切りをつけることとなって終了した。

しかし、有料でも自宅まで図書館資料を届けて欲しいという要望はあり、より効率的に図書館資料を市民に提供する一手段として、平成26(2014)年より中央図書館から民間の宅配便を利用した有料(障害の度合いにより減免あり)の「宅配サービス」を実施するようになった。平成27(2015)年12月現在の登録者は32名(うち障害をお持ちの方は22名)である。



「宅配サービス」の箱

